

公益社団法人 彦根市シルバー人材センター  
役員報酬規程

平成 22 年 5 月 22 日制定

平成 29 年 5 月 24 日一部改正

令和元年 5 月 24 日一部改正

令和 2 年 5 月 27 日一部改正

令和 8 年 5 月 27 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人彦根市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第 15 条の規定により、役員報酬について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 11 条に定める役員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第 3 条 センターは、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長の報酬は月額とし、理事長を除く役員は日額とする。
- 3 報酬の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、職員として雇用し、給与を支給している役員および彦根市の職員である役員には報酬を支給しない。
- 4 報酬の支給日は、センター職員給与規程第 4 条を準用する。
- 5 役員には、賞与および退職慰労金を支給しない。
- 6 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第 4 条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

る。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

(役員報酬および役員等費用弁償等規程の廃止)

2 役員報酬および役員等費用弁償等規程(平成17年社団法人彦根市シルバー人材センター規程)は、廃止する。

付 則 (平成29年5月24日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

付 則 (令和元年5月24日改正)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

付 則 (令和2年5月27日改正)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

付 則 (令和8年5月27日改正)

この規程は、令和8年6月1日から施行する。ただし、理事長を除く役員の報酬については令和8年6月1日以前の報酬についても適用する。

別表 (第3条関係)

(報酬の額)

区分	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
理事長を除く役員	日額 3,000 円 (理事会および執行会議の出席ごとの日額)
	日額 2,000 円 (委員会の出席ごとの日額)